

政府が期待する活用方法と各社の対応 —「金融資産ゼロ世帯」と先取り貯蓄—

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

近年、「金融資産ゼロ世帯」の割合の上昇に歯止めがかかっていません。2013 年には、2 人以上の世帯のうち 31.0% が「金融資産ゼロ世帯」となっています。平均以上の収入がある世帯でも 20% 前後が「金融資産ゼロ世帯」となっており、問題視されています。ある程度収入がありながらも貯蓄・投資の習慣がついていない世帯が金融資産を蓄えていくためには、「先取り貯蓄」が有効です。NISA で「るいとう」や投信積立を利用すれば、運用益非課税の恩恵を受けながら効果的に「先取り貯蓄」ができます。

1 「金融資産ゼロ世帯」の割合は東京オリンピック開催前の水準に！

[第 3 回](#)¹ で説明したように、NISA は政府の成長戦略において、個人の資産形成の中核的なツールに位置づけられるようになりました。

NISA 導入にあたって、特に問題視されていたのは「金融資産ゼロ世帯」の割合の増加でした。図表 1 は、金融広報中央委員会の調査において、2 人以上の世帯のうち金融資産²を保有していない「金融資産ゼロ世帯」の割合の推移を示すグラフです。

1963 年の調査開始時点では「金融資産ゼロ世帯」は 22.2% でしたが、高度経済成長の恩恵を受けて 1960 代に家計は豊かになっていきます。1971 年時点で 5.9% まで低下した後は、1980 年代まで概ね 5% 前後で安定していました。しかし、1989 年に 8.7% まで上昇して以後、バブル崩壊後の不況を受けて 1990 年代は 10% 前後で推移しました。その後 2001 年には 16.7% まで上昇し、以後直近の 2013 年時点の 31.0% に至るまで「金融資産ゼロ世帯」の増加に歯止めがかかっていません。

1963 年と 2013 年の調査では調査方法が異なるため比較には注意を要しますが³、2 回目の東京オリンピックの開催が決まった 2013 年時点での「金融資産ゼロ世帯」の割合が、前回の東京オリンピック（1964 年）が開催される前よりも多くなっているという事実は驚きです。

1) なるほど NISA 第 3 回「[なぜ、どのような経緯で NISA が導入されたか？](#)」（2014 年 2 月 4 日）

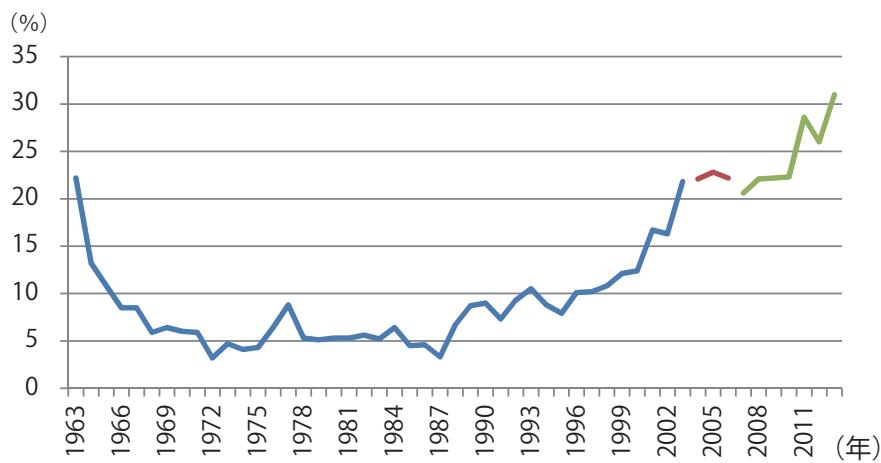
2) 調査では、金融資産の定義を「定期性預金・普通預金等の区分にかかわらず、運用の為または将来に備えて蓄えている部分とする。ただし、商・工業や農・林・漁業等の事業のために保有している金融資産や、土地・住宅・貴金属等の実物資産、現金、預貯金で日常的な出し入れ・引き落としに備えている部分は除く」としています。

3) 調査方法が変わった 2003 年から 2004 年にかけて、および 2006 年から 2007 年にかけて「金融資産ゼロ世帯」の割合が大きくは変動していないため、調査方法の変更による「金融資産ゼロ世帯」の割合への影響は大きなものではないと思われます。

金融資産を持っていない世帯は、病気や失業など予期せぬ出来事が起こった際、すぐに家計が窮地に陥ります。行政は、そのような世帯に対しては生活保護など福祉政策で対応することになりますが、こうした世帯が多いと社会保障費の増大を招きやすくなります。

高齢化の進展などにより財政収支が悪化し、社会保障給付を抑制していかなければならない中で、家計の自助努力による金融資産形成を促すことが求められているのです。

図表1 「金融資産ゼロ世帯」の割合の推移



(注) グラフは、2人以上の世帯のうち「金融資産を保有していない世帯」の割合です。
「1963年～2003年」と「2004年～2006年」と「2007年～2013年」は調査方法
が異なるため、比較する際は注意が必要です。

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（平成25年）

2 平均以上の収入があっても2割は「金融資産ゼロ世帯」

「金融資産ゼロ世帯」というと、低収入で生活に余裕がない世帯を思い浮かべるかもしれません。しかし、必ずしもそうではないのです。図表2は、世帯年収別（税引後の手取り）の「金融資産ゼロ世帯」の割合を示したものです。

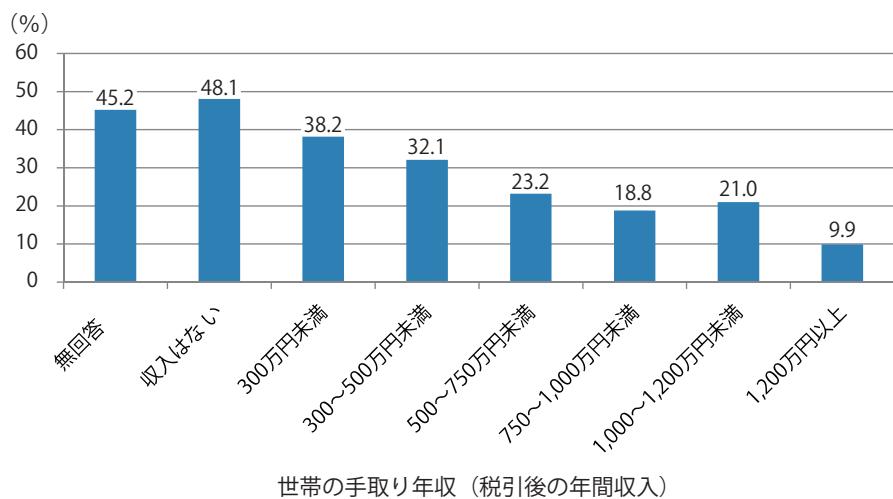
2人以上の世帯の世帯年収は平均で510万円⁴であり、世帯年収が500万円以上の世帯というのは平均かそれ以上の世帯収入があるものと言えます。しかしながら、世帯年収が500万円以上750万円未満の世帯で23.2%、750万円以上1,000万円未満の世帯で18.8%、1,000万円以上1,200万円未満の世帯で21.0%が「金融資産ゼロ世帯」なのです。

世帯年収が1,200万円以上の世帯では「金融資産ゼロ世帯」の割合は少し減りますが、それでも9.9%もあります。

4) 総務省「家計調査」（平成24年）の「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の税引後の世帯年収の平均です（「二人以上の世帯」全体の税引後の世帯年収のデータはありません）。「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」では、年金生活の世帯や失業中の世帯などが除かれているため、「二人以上の世帯」全体の税引後の世帯年収の平均は510万円より少ないものと考えられます。

世帯年収別の「金融資産ゼロ世帯」の割合を見てみると、平均かそれ以上の世帯年収があっても貯蓄・投資の習慣がついておらず、金融資産を形成できていない世帯が少なくないことが分かります。

図表2 世帯年収別の「金融資産ゼロ世帯」の割合（2013年）



（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（平成25年）

3 NISAの積立投資で金融資産を形成する

では、ある程度収入がありながらも貯蓄・投資の習慣がついていない世帯が金融資産を蓄えていくためにはどうすればよいのでしょうか。

お金を貯めやすくする工夫として、家計管理の専門家であるファイナンシャル・プランナーの多くは、「先取り貯蓄」を薦めています。

「先取り貯蓄」とは、毎月の給料やボーナスなどが入った際に、先取りして貯金や投資をしてしまって、残額で生活することです。「月〇万円貯金しよう」と月初に目標を立てても、人間の意志は弱いもので、手元にお金があるとつい使ってしまい、月末には目標の残高が残っていないものです。「先取り貯蓄」を行うと手元に残っているお金の範囲で生活しようという意識が働くため、貯蓄を増やすやすいのです。

今まで、銀行の積立定期預金や証券会社の「るいとう」⁵や投信積立など、定期預金・株式・投資信託などを毎月一定額自動で買い付ける「先取り貯蓄」向けの金融商品はありました。しかし、これらの金融商品から得られる利子や配当・譲渡益などの利益については通常、所得税等が課税されます⁶。

5) 毎月一定の金額で株式を買い続けていく「株式累積投資」のこと。

6) 年金財形、住宅財形は運用益非課税ですが、払い出した資金の使途が年金・住宅目的に制約されています。

2014 年から始まった NISA を使えば、株式や投資信託から得られる配当・譲渡益などの利益は非課税となります。そこで、NISA を使って「るいとう」や投信積立を利用すれば、運用益非課税の恩恵を受けながら効果的に「先取り貯蓄」ができるのです。

また、第 8 回で解説しますが、毎月一定額の株式や投資信託を購入する方法は「ドル・コスト平均法」とも言い、購入時期を分散させることによりリスクを抑え、中長期的に安定的な収益を得やすくなる運用方法としても有効です。

こうしたことを踏まえ、金融庁は「NISA を利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うなど、NISA の制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか」を証券会社や銀行などを監督する際の指針⁷に定めました。

2014 年 2 月現在、NISA を取り扱っているほとんどの証券会社や銀行などで「るいとう」や投信積立を取り扱っています⁸。

なお、「るいとう」や投信積立では、証券口座や銀行口座に残高があれば自動的に上場株式や株式投資信託を買い付けることができますが、証券口座や銀行口座への買付代金の振込は自分でやらなければなりません。その点を面倒に感じる人もいると思います。

そこで、一部の金融機関では企業と提携して、給与天引きによる NISA での積立サービスを提供しています。給料日に、勤め先の企業が従業員の証券口座や銀行口座に指定した金額を給与天引きにより振り込み、上場株式や株式投資信託の自動買付の代金に充てることができます。このようなサービスが普及していくれば、より手軽に積立投資ができるようになるでしょう。

家計が「金融資産ゼロ」を脱却するためのツールとして NISA を利用できる環境が整ってきてているのです。

（後編に続く）
以上

7) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

8) 銀行では株式を買い付けることができませんが、NISA を取り扱っているほとんどの銀行では投信積立を取り扱っています。